

もくぞうししがしら
木造獅子頭

種 別	重要文化財 彫刻
指定年月日	平成 19 年 6 月 8 日
所 在 地	小松市立博物館

小松市津波倉町の津波倉神社が所蔵する獅子頭で、現在は小松市立博物館に寄託されている。

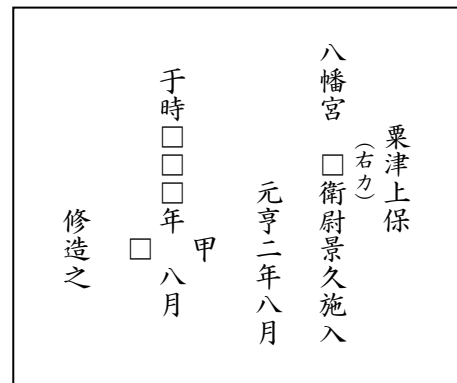
津波倉神社はもと八幡宮といい、獅子頭の上顎には、元亨 2 年（1322）、土豪とみられる景久（伝不詳）が八幡宮に施入したとの朱書銘が記されてある。在銘の獅子頭としては全国で 6 番目に古いとされる。

高さは頭頂より 35.5 cm、前後の長さが 49.0 cm を測り、檜とみられる針葉樹材が用いられている。

表面の漆塗りや金属製の眼部は後補であるが、粗いながらも力強い躍動感ある造形表現に鎌倉彫刻の特色がよく表れている。鎌倉時代に遡る数少ない獅子頭の基準作例として貴重である。

なお本件は、昭和 19 年 7 月 6 日、重要美術品※に認定されたのを経て、平成 19 年 6 月 8 日、重要文化財に指定されたものである。

※ 重要美術品とは、昭和 8 年に公布・施行された「重要美術品等ノ保存ニ関スル法律」に基づき認定された美術品。なお「重要美術品等ノ保存ニ関スル法律」は昭和 25 年の「文化財保護法」の公布・施行に伴い廃止されたが、「文化財保護法」の附則において「(重要美術品に) 認定されている物件については、同法は当分の間、なおその効力を有する」とされている。



上顎内面 朱書銘
(終わり 2 行は別筆、追記)